



KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版 (for 企業法務) 年3回刊

【Q & A】弁護士に聞いてみよう！「ブラック企業」ってどんな会社？



(秘書)ここ数年で「ブラック企業」という言葉が定着した感がありますが、ブラック

企業とはどのような会社なのですか。

(田中)実は「ブラック企業」の明確な定義はないんですよ。

(秘書)そうなんですネ。

(田中)厚生労働省のHPでは、ブラック企業の一般的な特徴として、下記の事項を挙げています。

①労働者に対し、極端な長時間労働やノルマを課す。

②賃金不払残業やパワーハラスメントが横行するなど、企業全体のコンプライアンス意識が低い。

③前記のような状況下で、労働者に対し、過度の選別を行う。

(秘書)確かに、これらの事項に当てはまる企業は、ブラックな感じがしますね。

(田中)厚生労働省は、平成27年5月、違法な長時間労働を繰り返し行っている企業の経営トップに対して、都道府県労働局長による是正指導を実施するとともに、企業名の公表を行う方針を示しているんだけど、知っていますか。

(秘書)知りませんでした。どのような企業が対象となるのですか。

(田中)指導・企業名公表の対象となる企業は、①社会的に影響力の大きい企業で、②違法な長時間労働が、相当数の労働者に認められ、かつ、このような実態が一定期間内に複数の事業場で繰り返されている場合です(具体的には下記のとおり)。

社会的に影響力の大きい企業

複数の都道府県に事業場を有し、中小企業基本法第2条に規定する「中小企業者」に当たらない企業

違法な長時間労働

労働時間、休日や割増賃金に係る労働基準法違反が認められ、かつ、1か月当たりの時間外・休日労働時間が100時間を超えていること

相当数の労働者

前記の違法な長時間労働が認められる労働者が、1か所の事業場において10人以上または当該事業場の4分の1以上

一定期間内に複数の事業場で繰り返されている

概ね1年程度の期間に3か所以上の事業場で、前記の違法な長時間労働が認められること

(秘書)いわゆる中小企業は、前記の指導・公表の対象からは外れているのですね。

(田中)だからと言って、中小企業が労務管理を疎かにしてよいということではなく、「ブラック企業」と言われないように、普段から労働法規を遵守し、コンプライアンス経営を心掛けないといけません。

(秘書)その通りですね。



副代表/広島本部長
弁護士 田中 伸
(たなか しん)

※このコーナーで弁護士に聞いてみたいことがありましたら、裏面の連絡先までお寄せください。



「育児・介護休業法（一部、男女雇用機会均等法含む）」の改正について



はじめまして。山下江法律事務所と業務提携をしております、フクシマ社会保険労務士法人の松本です。このたび、「KAIRO for BUSINESS」の記事を担当させていただくことになりました。内容としましては平成29年1月改正の育児・介護休業法で、今回の改正は平成29年の労働法改正の目玉の一つです。

介護休業等に係る制度の主な改正としましては、第3次安倍改造内閣の目玉政策の一つとして掲げられている介護離職の防止に向け、①介護休業の分割取得(3回まで、計93日)②所定外労働の免除制度の創設、③介護休暇の半日単位取得等、です。すなわち、介護休業は今まで介護を必要とする家族1人につき、通算93日まで原則1回に限り取得可能でしたが、このたびの改正により、3回を上限として介護休業を分割して取得できるようになりました。

また、介護休暇も1日単位でしか取得できませんでしたが、半日単位での取得が可能になります。

育児休業等に係る制度の主な改正としましては、多様な家族形態・雇用形態に対応するため、①育児休業の対象となる子の範囲の拡大(特別養子縁組の監護期間にある子等)、②育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件(1歳までの継続雇用要件等)の緩和、③妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等(いわゆるマタハラ・パタハラ等)の防止措置の新設等です。

特に③については平成26年10月に広島県の病院で「妊娠を契機とする軽易業務転換に伴う降格(管理職解任)」が男女雇用機会均等法違反であると司法が初判断を下し、全国的に話題になりました。

なお、今回の法改正に伴い、育児・介護休業規程(又は就業規則)の改定及び労働基準監督署への規程の届け出が必要です。

第18回企業法務セミナー報告

「契約書の作法 取引先から苦笑いされないために」

2016年11月24日(木)、山下江法律事務所主催第18回企業法務セミナー「契約書の作法 取引先から苦笑いされないために」を開催しました。講師は、弁護士の加藤泰です。

今回のセミナーは、サンプルの契約書を題材にして、苦笑いされない契約書を作るための基本的なポイントを解説しました。参加者様からは、「今後の仕事上の参考になった。」「要点が絞られて非常にわかりやすかった。」など、高い評価を受けました。懇親会では顧問会社様、一般参

加者様、当事務所の弁護士・秘書との交流が深まり、こちらも大いに盛り上がりました。

次回は3月23日(木)です。セミナー後に、弁護士との懇親会(会食)の場を設けます。詳細は本紙4ページをご覧ください。





弁護士 ON・OFF

第 33 回

弁護士 久井 春樹

私は、ストレス解消のため、ゲームをよくします。電車内等でよく目にするスマートホンを利用したものでなく、ゲーム機をつかったものです。子どものころは、長時間ゲームをするとガミガミ言う親の目を盗みながら、安い中古品を繰り返しプレイしたのですが、大人となった今は新品買い放題、時間が許す限りゲームやり放題です。こんな時は、大人になったことの素晴らしさを嘔みしめずにはられません。

ゲームというものは、子どもをもつ親御さんの目の敵にされ、成人の趣味としては何かと下に見られがちな印象があります。しかし、ゲームの中には、ストレス発散させてくれるもののみならず、時には感動させてくれるようなものもあります。このようなゲームは、作り手の方々の並々ならぬ努力

や、消費者を楽しませたいという思いが自然と伝わってきます。こうした点においては、小説や映画、音楽などと変わるところは何もないと思います。

ただし、将来もし自分に子どもができた時、好き放題ゲームをやらすのかといえど・・・それは大いに制限するでしょう。おそらくガミガミも言うでしょう。子どもへの注意に説得力はもたせたいので、夜ばれないようにこっそりやろうと思ってます。。



我が家のゲームソフト

事務局コラム 第 33 回 「おねえさんが教えてくれたこと」 T.S

「組み合わせ爆発おねえさん」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。かくいう私も最近まで全く聞いたことがありませんでした。

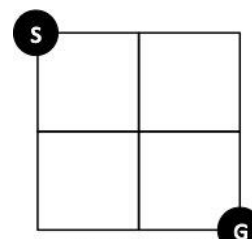
けっして怪しい話ではなく、情報工学の世界では有名な話のようです。ざっとその概略を紹介しますと、「格子状グラフの左上 Start 地点から右下の Goal 地点までの経路は何通りあるか(遠回りしてもいいが、同じ点を通ってはいけない)」という問題をおねえさんがコンピューターを使って計算するというストーリーです。

1×1 のときは 2 通り、2×2 のときは 12 通り、3×3 のときは 184 通りと格子の数が増えるにつれて爆発的に組み合わせは増えていきます。11×11 の組み合わせを計算するのに経路を一つ一つ数えると、スーパーコンピューターを使ってもなんと 290 億年！もの年月を費やすことになるので

す。

ここからわかるのは、おねえさんのように地道に計算することは得策ではないということ。計算方法を工夫してより良いやり方(アルゴリズムというそうです)を見つけることが大事ということをおねえさん問題は教えてくれています(優秀な計算方法を使えば数秒で！11×11の問題も解けるそうです。YouTubeにも動画があります)。

仕事においても、普段の生活においても、工夫をせずにやみくもに物事に取り組んでいた私にはなんだか耳の痛いお話でした。



2×2 のグラフの例 StartからGoalまでの行き方は何通り？

「おねえさん問題」



事務所通信

◆第19回企業法務セミナー・懇親会のご案内



当セミナー参加者は、1か月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会をぜひご活用ください。

平成29年3月23日(木)

18:30～20:00

講師 弁護士 笠原 輔

“企業のための過労死、ハラスメント対策 -『憂鬱でなければ、仕事じゃない』とも言えど-”

会場: LeReve八丁堀(中区八丁堀 1-8 エイトビル 2F)

受講料: 顧問会社様無料、一般の方4,000円

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

◆事業承継士誕生

経営企画部長/山口 亜由美が、一般社団法人事業承継協会認定の「事業承継士」試験に合格しました。事業承継でお悩みの方に、気軽に相談して頂ける体制を整えていきます。



詳しくは、山下江法律事務所ホームページ>取扱範囲>事業承継ページをご覧ください。

◆東広島支部と呉支部を開設しました

2017年1月、弁護士法人山下江法律事務所を設立し、広島本部の他に、東広島支部、呉支部を開設しました。☞支部詳細はこのページの下部の事務所情報をご覧ください。

◆相続セミナーを開催しました



マエダハウジング株式会社と「空き家、相続・贈与税対策セミナー」を共同開催し「年末

に家族と考える、楽しい相続・贈与[総集編]」と題して相続アドバイザー今井絵美がセミナーを行いました。また、保険代理店様向けに「保険代理店が知っておくべき相続における保険金の扱われ方～『争族』対策で失敗しないために～」と題して、弁護士/松浦亮介がセミナーを行いました。相続に関する出張セミナーも行いますのでご希望の方は広島本部までお問い合わせください。

◆ビジネス法務セミナーを開催しました

株式会社ソアラサービス主催「創業・事業拡大応援プロジェクト Stand up!」にて、「独立・創業者に役立つビジネス法務～契約書作成を中心に～」と題して、副代表・弁護士/田中伸がセミナーを行いました。



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

〈広島本部〉 〒730-0012
広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652
E-mail info@law-yamashita.com
予約電話受付: 平日9時～19時、土曜10時～17時
相談時間: 月曜 9時～21時(夜間相談有り)
火曜～金曜 9時～18時
土曜 10時～17時

※時間外でも相談が可能な場合もありますので、まずは広島本部へお問い合わせください。

〈東広島支部〉 〒739-0043
東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 3-1
営業時間: 平日9時～18時
TEL 082-423-1511 FAX 082-423-1512

〈呉支部〉 〒737-0051
呉市中央 2-5-2 NSビル 703
営業時間: 平日9時～18時
TEL 0823-25-0077 FAX 0823-25-0081